

第17回

定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2025年11月28日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催
場所

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号
住友不動産新宿南口ビル
ベルサール新宿南口4階
Room 1 + 2

決議
事項

議案 取締役7名選任の件



株式会社 I N G S

証券コード：245A

証券コード：245A
2025年11月13日
(電子提供措置の開始日) 2025年11月6日

株主各位

東京都新宿区新宿六丁目28番8号
ラ・ベルティ新宿3階
株式会社INGS
代表取締役社長 青柳 誠希

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://ingsinc.co.jp>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、右上メニュータブ「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄より閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、議決権の行使をお願い申し上げます。議案の内容は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト上の「第17回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。後述のご案内に従って2025年11月27日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年11月28日（金曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号
住友不動産新宿南口ビル
ベルサール新宿南口4階 Room 1+2
※開催場所が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。

3. 目的事項

報告事項 第17期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）事業報告
及び計算書類の内容報告の件

決議事項

議 案 取締役7名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年11月27日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日、ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ingsinc.co.jp>) 及び東京証券取引所ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) において、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

当日ご出席されない場合



○郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年11月27日（木曜日）午後6時30分必着



○「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次ページをご覧ください。

行使期限 2025年11月27日（木曜日）午後6時30分まで



○インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご送信ください。詳細につきましては次ページをご覧ください。

行使期限 2025年11月27日（木曜日）午後6時30分まで

当日ご出席される場合



○株主総会への出席

当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会日時 2025年11月28日（金曜日）午前10時開催

※書面による議決権行使とインターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が重複して為された場合は、到着日時を問わず、インターネット（「スマート行使」を含む）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※インターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が複数回為された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使について

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

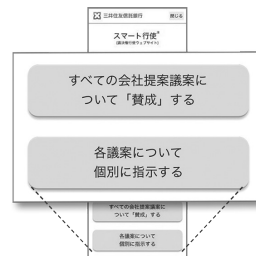


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンからタブレット端末で読み取ります。

※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



②以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



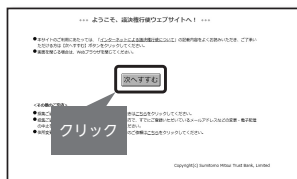
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが以下のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

インターネットによるご行使について

お手元の議決権行使書用紙の、所有株式数が印字されている面の左下に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」をご用意のうえ、アクセスをお願いいたします。

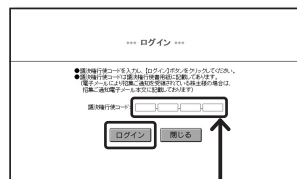
①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

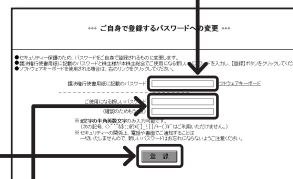
同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



議決権行使コード

③パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「初期パスワード」をご入力ください。



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。
「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信用料等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役7名選任の件

当社の以下の取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお諮りするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	あおやぎ まさき 青柳 誠希 (1984年4月13日) 再任	2009年3月 当社 設立 代表取締役社長 就任 (現任) 2018年10月 (株)キャンディーBOX 代表取締役 就任 2019年4月 (株)MAcompany 設立 代表取締役 就任 (現任) (重要な兼職状況) (株)MAcompany 代表取締役	492,000株
2	もちき そう 持木 惣 (1984年7月28日) 再任	2007年4月 (株)大黒屋 入社 2009年4月 当社 入社 2019年3月 取締役 レストラン事業部長 就任 (現任) 2020年12月 (株)キャンディーBOX 取締役 就任	—
3	つかもと かずひろ 塚本 一宏 (1984年6月8日) 再任	2007年4月 (株)東栄住宅 入社 2012年4月 エスティーヌ(株) 入社 2014年2月 ヒューメンタッチ(株) 入社 2014年7月 当社 入社 2019年3月 取締役 ラーメン事業部長 就任 (現任)	—
4	いしい たけあき 石井 文章 (1984年4月13日) 再任	2007年4月 (株)大塚商会 入社 2009年12月 (株)エコロジーホーム 入社 2017年9月 当社 入社 2019年1月 管理部長 就任 2020年9月 取締役 管理部長 就任 2021年8月 取締役 総務部長 就任 (現任) 2022年9月 アイ・プロスパ(株) 取締役 (現任) (重要な兼職状況) アイ・プロスパ(株) 取締役	2,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	いその ゆう 磯野 勇 (1988年3月14日) 再任	2010年4月 (株)アロウズ 入社 2011年12月 (株)YS NET 入社 2013年4月 当社 入社 2017年9月 プルデンシャル生命保険(株) 入社 2018年10月 当社 入社 2020年9月 取締役 人事部長 就任 (現任)、内部監査室長 就任 (現任)	—
6	すずき けん 鈴木 建 (1986年2月11日) 再任	2008年4月 大和証券SMBC(株) (現：大和証券(株)) 入社 2016年6月 (株)ジェイ・ウィル・アドバンス (現：(株)ジェイ・ウィル・アセットマネジメント) 入社 2021年3月 当社 入社 2021年8月 経営管理部長 就任 2021年9月 取締役 経営管理部長 就任 (現任)	2,200株
7	おおもり さやか 大森 彩香 (1978年9月28日) 再任 社外 独立	2006年10月 弁護士登録 2006年10月 三宅・今井・池田法律事務所 入所 2008年10月 ウィザーズ総合法律事務所 入所 2009年6月 クルーズ(株) 社外監査役 就任 2011年9月 濱田法律事務所 入所 2012年1月 公益財団法人日本数学検定協会 監事 就任 (現任) 2019年12月 (株)スマサポ 社外監査役 就任 (現任) 2021年4月 当社 取締役 就任 (現任) 2024年4月 大森法律事務所 設立 所長 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人日本数学検定協会 監事 (株)スマサポ 社外監査役 大森法律事務所 所長	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 大森彩香氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士であり、その専門的見地を活かし、法律面や経営リスク及びコンプライアンスについての有用な助言を求められることができるものと期待したためです。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 各候補者の所有する株式数は当事業年度末（2025年8月末）現在の株式数を記載しております。
3. 候補者青柳誠希氏は、当社の親会社等であります。
4. 大森彩香氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合は、引き続き独立役員となる予定です。
5. 大森彩香氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年7か月となります。
6. 当社と大森彩香氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。原案どおり選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、取締役候補者を含む役員全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不法行為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、原案どおり選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

事業報告

2024年9月1日から
2025年8月31日まで

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当事業年度(2024年9月1日から2025年8月31日)におけるわが国経済は、社会・経済活動の正常化、雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかに回復をしております。また、海外からの入国制限緩和等から、インバウンド消費もコロナ禍前を超えるような状況となっております。一方、原材料価格の高騰や、それに伴う物価上昇、米国の関税引き上げによる影響など不確定要素も多く、景気の動向は依然として不透明な状況が続いております。

当社が属する外食業界におきましては、経済正常化に伴う人流回復により、客数は引き続き回復傾向にある一方で、上述の原材料価格の上昇や労働力不足に伴う人件費の上昇等、引き続き厳しい経済環境が継続している状況となっております。

このような状況の下、当社はメニューの変更や、価格の見直し、店舗運営におけるオペレーションの見直し等を行いながら、対応を図っております。

(ラーメン事業)

ラーメン事業におきましては、直営店では、「らぁ麺 はやし田」新橋店、渋谷宇田川町店、北千住店、アトレ新浦安店、田町芝浦店に加え、「日本油党」中野支部、新ブランドである「横浜家系ラーメン みどり」、「スタミナラーメン 鬼山」渋谷店の8店舗をオープンしており、合計38店舗となりました。引き続き「らぁ麺 はやし田」ブランドを中心に新規出店しながらも、その他ブランドでも複数出店をしております。

その他取り組みとしましては、売上高対策として、2025年2月以降「日本油党」におけるメイン商品の値上げを行ったこと、「らぁ麺 はやし田」においても一部サイドメニューの値上げを行ったこと、また、UberEatsを始めとしたデリバリー需要の獲得も積極的に図っております。そのような中、既存店売上高は前年同期比で105.7%の結果となりました。

プロデュース店では、既存オーナーの増店もあり、新規で12店舗がオープンしておりますが、運営会社側の人員不足等の要因を背景に、12店舗減少(直営店への切り替え含む。)もあり、合計69店舗となりました。

この結果、ラーメン事業の売上高は4,083,240千円(前年同期比24.1%増)、セグメント利益は383,498千円(前年同期比15.3%増)となりました。

(レストラン事業)

レストラン事業におきましては、直営店では、「CONA」田町芝浦店、町田店、京急蒲田店及び新ブランドである「金目樽」溝の口店、「魚の登竜門 すしショップ百太郎」の5店

舗が新規オープンしており、「CONA」では合計20店舗、「焼売のジョー」及びその他ブランドでは合計16店舗となりました。

なお、ライセンス店では、「CONA」が直営店への切り替えに伴い1店舗減少し、合計27店舗、「焼売のジョー」は1店舗新規出店をしており、合計4店舗となっております。

その他取り組みとしましては、原価上昇の顕著な商品を入れ替えることでの原価コントロールや、2つの新ブランドがオープンしたことから、それらのメニューやオペレーションのブラッシュアップを図っております。そのような中、既存店売上高は前年同期比で105.4%の結果となりました。

なお、2018年10月における株式会社キャンディーBOX全株式の取得、2021年8月の同社吸収合併に伴い、当社の販売費及び一般管理費としてのれん償却費及び無形資産償却費108,481千円を計上しております。

この結果、レストラン事業の売上高は3,649,389千円（前年同期比16.7%増）、セグメント利益は107,326千円（前年同期比9.1%減）となりました。

（全社）

上記の結果、当事業年度の業績は、売上高7,732,630千円（前年同期比20.5%増）、営業利益490,824千円（前年同期比8.9%増）、経常利益449,930千円（前年同期比5.6%増）、当期純利益272,387千円（前年同期比4.7%減）となりました。

（2）設備投資の状況

当事業年度において当社は13店舗の新規出店を実施したこと等により、698,551千円の設備投資を実施いたしました。

（3）資金調達の状況

2024年9月26日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額914百万円の資金調達を行いました。

（4）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

（5）他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

（6）吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

外食機会の減少、類似業態の出現、安全に対する消費者意識の高まりなど外食産業を取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しております。当社では持続的な成長の実現と収益基盤強化のため、以下の課題に重点的に取り組んでまいります。

① 既存店売上の収益の維持向上

当社のブランドイメージ、商品の評価、収益性を維持するため、日々品質の向上と、お客様を飽きさせない仕組みの構築は重要な課題だと考えております。そのような中、当社は仕入業者及び商品の精査と交渉、並びにオペレーションの改善見直しを常に行っております。また、定期的な新商品の入れ替えや、季節と行事ごとに限定商品の開発にも力を入れ、それらをアプリやSNS等を通じてお客様に効果的に周知させることにより、お客様が常に満足する商品提供や、機会提供に努めてまいります。

② 新規出店の継続と出店エリアの拡大について

当社の直営店では、ラーメン事業、レストラン事業共に、一都三県を中心に主として都市型店舗を展開し、プロデュース店及びライセンス店においては、一都三県においては直営店と共存しながら、地方も含め全国に店舗を拡大していく方針であります。その中で、今後長期的な出店計画の実現にあたっては、好立地、好条件な物件を見つけることは重要な課題だと考えております。そのため、当社では店舗開発に係る交流会の参加や、不動産業者に留まらず、より広範な業者や関係者と接点を築くことで、より多くの物件情報の獲得を図っております。また、街の特色に合わせてラーメン事業又はレストラン事業のどちらかを選択することによる、同じ街で当社が運営する複数ブランドの共存、並びに店舗規模の大小にも対応することによる新規出店、出店エリアの拡大に取り組んでまいります。

③ 衛生・品質管理の強化徹底

当社では、お客様に安心してご利用いただき、食中毒が発生しにくい安全な環境で安全な商品を提供するために、衛生マニュアルの運用及び遵守、定期的な外部検査機関による衛生検査と検便検査、マネージャーによる臨店検査及び覆面調査により、衛生・品質管理の強化に努めてまいります。また、プロデュース店及びライセンス店においても新規開店前に当社基準の衛生マニュアルの運用指導を行っており、ライセンス店は、当社同様に定期的な外部検査機関による衛生検査を実施しており、衛生・品質管理の強化に努めてまいります。

④ 接客レベルの維持向上

お客様満足度の維持向上及び再来店の動機づけとして、接客レベルの維持向上は重要な課題だと考えております。そのため当社では、同業他社、類似店舗の競争が激化する中において持続的に愛される店舗であるために、お客様目線の接客に重きを置いております。質が良く安定した接客を提供するため、それぞれの業態個別に接客マニュアルの冊子を作成し、統一したオペレーションを確立しております。また、自社内における評価として、マネージャーによる臨店検査を実施、外部からの評価として、一般消費者の覆面調査を実施し、それぞれの視点から、高品質な接客の維持向上に努めてまいります。

⑤ 人材採用と教育強化

今後の成長には優秀な人材の確保が重要であると考えております。中途採用だけではなく新卒採用にも積極的に取り組み、また、アルバイト従業員から正社員への登用やリファラル採用（注）にも力を入れております。離職率の低減にも重きを置き、新入社員研修、新卒研修、階層別研修や店長会議、副店長会議の中にも学びの機会を増やし、従業員に「企業のために何をしてもらおうか」ではなく「企業が従業員にどのような価値を与えられるか」という観点で、従業員満足度の維持向上に努めてまいります。全従業員の意見を収集し実態を確認するために、正社員・アルバイト従業員共に、毎年3月・9月の年2回社内E S調査を実施し、その結果を基に労働環境改善や福利厚生の実施を図っております。

（注）リファラル採用とは、紹介・推薦などの意味を持つ「リファラル」を由来としており、社員の人的ネットワークを通じて人材を採用する手法であります。

⑥ 経営管理体制の強化

お客様に安定してサービスを提供し、業容の拡大を図るためには、経営管理体制の強化は重要な課題だと考えております。そのため当社では、多様化するリスクを的確に把握し、事業規模に合わせ、管理部門の体制強化を図る等、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことで経営基盤を強化してまいります。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	第14期	第15期	第16期	第17期 (当事業年度)
	自 2021年9月1日 至 2022年8月31日	自 2022年9月1日 至 2023年8月31日	自 2023年9月1日 至 2024年8月31日	自 2024年9月1日 至 2025年8月31日
売 上 高 (千円)	3,489,434	5,261,600	6,418,581	7,732,630
経 常 利 益 (千円)	497,031	265,855	425,890	449,930
当 期 純 利 益 (千円)	213,017	68,223	285,899	272,387
1株当たり当期純利益 (円)	106.51	34.11	142.95	110.25
総 資 産 (千円)	2,705,095	2,892,593	3,451,074	4,563,617
純 資 産 (千円)	416,131	484,355	770,254	1,960,414
1株当たり純資産 (円)	208.07	242.18	385.13	778.59

(注) 当社は、2024年6月18日付で1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

当社の代表取締役社長である青柳誠希氏は、当社の親会社等に該当しております。当社は、金融機関からの借入金及び店舗造作等に係る割賦取引に対し、同氏より債務保証を受けております。

①取引にあたっての当社の利益を害さないよう留意した事項

当社は、その取引が当社及び株主共同の利益を害することがないように、原則として取締役会において、当該取引に関する取引理由、取引の必要性、取引条件及び取引の妥当性等を慎重に検討したうえで、取引の可否を決定しております。

②当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

親会社等に対して債務保証に伴う保証料の支払いはなく、取締役会は、親会社等との取引については上記①に記載の方法で決定しているため、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

③取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

上記の内容は、当事業年度末日現在で記載しております。

(11) 主要な事業内容 (2025年8月31日現在)

当社は、企業理念に「『幸せ』への挑戦～関わるすべての人と共に～」を掲げ、以下の事業を行っております。

① ラーメン事業

直営店の運営（直営店部門）及びプロデュース店へラーメン食材販売や店舗運営のノウハウ提供等（プロデュース部門）

② レストラン事業

直営店の運営（直営店部門）及びライセンス店へ「CONA」及び「焼売のジョー」のライセンス貸与（ライセンス部門）

(12) 主要な営業所及び工場 (2025年8月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都
ラーメン事業直営店舗	東京都26店舗、神奈川県5店舗、埼玉県2店舗、千葉県4店舗、大阪府1店舗
レストラン事業直営店舗	東京都19店舗、神奈川県9店舗、埼玉県3店舗、千葉県4店舗、大阪府1店舗

(13) 使用人の状況 (2025年8月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
334名 (243名)	70名増 (19名増)	30.4歳	3.0年

- (注) 1. 使用人数は就業人数であり、臨時使用人数は（ ）内に年間平均雇用人員（1日1人8時間換算）を外数で記載しております。
2. 増員の主な理由は、新規出店等の事業拡大によるものであります。

(14) 主要な借入先

借入先	借入金残高
埼玉縣信用金庫	255,622千円
株式会社日本政策金融公庫	221,044千円
株式会社りそな銀行	171,466千円
株式会社第四北越銀行	167,601千円
株式会社みずほ銀行	165,669千円
株式会社群馬銀行	154,104千円
株式会社きらぼし銀行	91,645千円
株式会社京葉銀行	77,071千円
株式会社東和銀行	57,812千円
日本生命保険相互会社	50,000千円
株式会社千葉銀行	47,498千円
株式会社山梨中央銀行	31,652千円
株式会社関西みらい銀行	15,419千円
株式会社徳島大正銀行	5,100千円

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2024年9月26日に、東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2. 株式の状況 (2025年8月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 8,000,000株

(2) 発行済株式の総数 2,517,900株

- (注) 1. 2025年9月25日付の公募増資及び2025年10月29日付の第三者割当による増資により、発行株式数の総数は512,500株増加しております。
2. 新株予約権の権利行使により、発行株式数は5,400株増加しております。

(3) 株主数 1,222名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社MAcompany	1,000,000 株	39.72 %
青柳 誠希	492,000 株	19.54 %
小島 直人	243,000 株	9.65 %
野村證券株式会社	84,700 株	3.36 %
野村信託銀行株式会社(投信口)	82,600 株	3.28 %
三菱UFJ e スマート証券株式会社	69,200 株	2.75 %
株式会社ナシエルホールディングス	45,840 株	1.82 %
MSIP CLIENT SECURITIES	35,645 株	1.42 %
株式会社菅野製麺所	23,320 株	0.93 %
下遠野 亘	20,000 株	0.79 %
有限会社和光	20,000 株	0.79 %

(注) 発行済株式総数に対する持株比率の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

2021年7月18日開催の取締役会決議時による新株予約権（第1回新株予約権）

- ① 新株予約権の数
3,595個
- ② 目的となる株式の種類及び数
普通株式71,900株（新株予約権1個につき20株）
(注) 2024年5月20日開催の取締役会決議により、2024年6月18日付で1株を20株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が3,595株から71,900株に変更になっております。
- ③ 新株予約権の払込金額
無償
- ④ 新株予約権の行使価額
567円
- ⑤ 新株予約権の行使期間
2023年8月1日から2031年7月16日まで
- ⑥ 新株予約権の行使条件
 - a. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - b. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - c. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - d. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- e. 新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に新規株式公開される日（以下、「上場日」という）後、次の各号に掲げる期間（ただし、新株予約権の行使期間中に限る）、本新株予約権をすでに行使した本新株予約権を含めて、当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる（この場合において、係る割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき、1個未満の端数が生ずる場合には、係る端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする）。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

イ：上場日から1年間

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1

ロ：上場日から1年を経過した日から1年間

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2

ハ：上場日から2年を経過した日から行使期間の末日まで

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

⑦ 取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	個 数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く。）	1,942個	38,840株	5名

（注）社外取締役には新株予約権を付与していません。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 取締役及び監査役の状況（2025年8月31日現在）

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の内容
青柳 誠希	代表取締役社長	(株)MAcompany 代表取締役
持木 惣	取締役レストラン事業部長	—
塚本 一宏	取締役ラーメン事業部長	—
石井 文章	取締役総務部長	アイ・プロスパ(株) 取締役
磯野 勇	取締役人事部長、内部監査室長	—
鈴木 建	取締役経営管理部長	—
大森 彩香	取締役	大森法律事務所 所長、公益財団法人日本数学検定協会 監事、(株)スマサポ 社外監査役
齋川 貞夫	常勤監査役	—
高橋 篤史	非常勤監査役	有限責任パートナーズ総合監査法人 最高経営責任者・パートナー、電気興業(株) 社外取締役、(株)あつまる 社外取締役
藤原 英理	非常勤監査役	あおば社会保険労務士法人 代表社員、(株)松屋フーズホールディングス 社外取締役、(株)PEGASUS HOLDINGS 社外監査役

- (注) 1. 大森彩香氏は、社外取締役であります。
2. 齋川貞夫氏、高橋篤史氏、藤原英理氏は、社外監査役であります。
3. 高橋篤史氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役大森彩香氏、監査役齋川貞夫氏、高橋篤史氏及び藤原英理氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	91,290千円 (2,700)	91,290千円 (2,700)	— (—)	— (—)	7名 (1)
監査役 (うち社外監査役)	12,000千円 (12,000)	12,000千円 (12,000)	— (—)	— (—)	3名 (3)
合 計	103,290千円	103,290千円	—	—	10名

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2024年6月17日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2020年11月30日開催の第12回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）です。

② 取締役の報酬の内容に係る決定方針

取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針として、固定役員報酬テーブルの制定、取締役の個人別報酬の決定を代表取締役社長である青柳誠希氏に委任すること及び個人別報酬の決定に際し、任意の報酬委員会の審議を経ることを決議しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社の事業全体を把握し、全体の業績等を勘案しつつ各取締役の職務について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、社外取締役が委員長を務め、社外取締役又は社外監査役が過半数である任意の報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（大森彩香氏）及び監査役全員（齋川貞夫氏、高橋篤史氏、藤原英理氏）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める最低責任限度額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不法行為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は、全役員であります。保険料は全額当社が負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼務先	兼職の内容	関係
取締役	大森 彩香	大森法律事務所	所長	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。
		公益財団法人日本数学検定協会	監事	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。
		(株)スマサポ	社外監査役	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。
監査役	高橋 篤史	有限責任パートナーズ総合監査法人	最高経営責任者・パートナー	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。
		電気興業(株)	社外取締役	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。
		(株)あつまる	社外取締役	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。
	藤原 英理	あおば社会保険労務士法人	代表社員	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。
		(株)松屋フーズホールディングス	社外取締役	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。
		(株)PEGASUS HOLDINGS	社外監査役	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主要な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	大森 彩香	当事業年度に開催された取締役会には23回中23回出席し、法律家としての高度な専門的知識・見識に基づき、適宜質問及び妥当性に関する確認や、業務遂行体制や安全面への助言等についても公平な見地で発言を行っております。
監査役	齋川 貞夫	当事業年度に開催された取締役会には23回中23回出席し、監査役会には16回中16回出席したほか、社内の主要な会議に出席し、上場企業の執行役員としての経験から、コーポレート・ガバナンス及び内部統制システム等に関する発言を行っております。
監査役	高橋 篤史	当事業年度に開催された取締役会には23回中23回出席し、監査役会には16回中15回出席し、公認会計士としての高度な専門的知識・見識に基づき、適宜質問及び妥当性に関する確認や、財務経理に関する助言等についても公平な見地で発言を行っております。
監査役	藤原 英理	当事業年度に開催された取締役会には23回中23回出席し、監査役会には16回中16回出席し、社労士としての高度な専門的知識・見識に基づき、適宜質問及び妥当性に関する確認や、労務及び安全衛生に関する助言等についても公平な見地で発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	19,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の品質管理、独立性、監査役とのコミュニケーション、経営者との関係、不正リスクへの対応及び同会計監査人の経営体質の改善状況等の観点で審議した結果、報酬が妥当であると判断したためであります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、コーポレート・ガバナンスを維持していくうえで、業務の適正を確保するために必要な体制の整備のため「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」を定め、取締役会規程、コンプライアンス規程を始めとした社内規程を整備し、役職員に周知徹底しております。なお、当社では、新卒社員及び中途社員の全員に対して入社研修にて理念研修を実施しております。

また、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、各部署における業務執行が法令及び定款に適合しているかの内部監査を実施しております。

監査役は、社内稟議書の確認や、取締役会及び重要な会議の出席により、会社の意思決定の過程及び結果が法令及び定款に適合しているかを監査しております。監査役、内部監査室及び会計監査人は、定期的に会合を行い、三様監査を実施しており、監査役監査、及び内部監査室の効率的な内部監査を実施しております。

なお、役職員の不正若しくは法令違反、ハラスメントを発見した場合等については、通常の伝達系統とは別に内部通報窓口及びハラスメント相談窓口を設置し、体制を整備しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会の議事録、取締役会の議事録、及びその他の重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱い、総務課を文書管理統括部門として体制化させ、法令及び「文書管理規程」「情報システム業務管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険管理に関する体制

当社では「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンスに関する問題等を含む様々なリスクに関する予防、対応を行っております。また、毎月開催されるリスク・コンプライアンス委員会にて、各部門の担当者を招集し想定しうるリスクの情報を共有しております。なお、不測の事態等により重大な損失の危険が発生した場合においては、代表取締役社長を対策本部長とした対策本部を設置し緊急事態対応体制を取ることとしております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役会を月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行っております。また、取締役の職務執行については、「組織規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定め、職務執行の効率化を図っております。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役の業務補助のため内部監査室より監査役スタッフを配置しております。なお、配置される従業員の独立性及び当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、当該従業員の人事考課、人事異動等については監査役の同意を得たうえで決定することとしております。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要事項の報告を受けることとしております。また、定期的に重要な決裁書類及び関係資料を閲覧し、必要に応じて取締役会又は使用人からその説明を求めています。
取締役及び使用人は、重大な法令違反及び不正行為、又は会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実を確認した時は、遅滞なく監査役に報告するものとしております。また、監査役に報告をした者に対し、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止しております。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行っております。また、内部監査室、会計監査人との三様監査によって定期的に会合をもち、監査の過程で発見された問題点について意見交換を行うこととしております。
監査役が、その職務の執行（監査役の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い等の請求をした場合は、当該職務の執行に必要なと認められるときを除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。
- ⑧ 反社会的勢力を排除するための体制
当社は、反社会的勢力との一切の関係を排除し、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく法的対応を含め毅然と対応することを基本方針とし、当社の取締役及び使用人に対してその徹底を図っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は、取締役7名（うち1名は社外取締役）及び監査役3名（うち3名は社外監査役）で構成されており、当社の意思決定機関として法定事項を決議すると共に、業務執行上の重要な事項を決定又は承認し、取締役の職務の執行を監督しております。また、原則として毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要な事項について検討しており、当事業年度は23回開催いたしました。その具体的な検討内容は、会社の決算に関する事項、経営方針、出退店計画、重要な規程に関する事項、その他取締役会で必要と認められた事項となります。

② リスク管理体制について

当社では、「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」を定め、事業運営上想定される様々なリスクの予知及び予防を行っております。

また、当社では、取締役総務部長を議長とし各部門の取締役及び監査役を中心に構成する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し原則として毎月1回開催し、各部門のリスク評価及び遵守状況に関する情報共有を行っております。なお、必要に応じて随時顧問弁護士、税理士、社労士、会計監査人等から助言及び指導を受けております。

③ 内部監査の実施について

当社における内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、代表取締役社長の任命を受けた責任者1名、担当者1名が「内部監査規程」に基づき、当社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、諸法令、定款及び社内規程への準拠性を確認し、誤謬、脱漏、不正等の防止に役立て、経営の合理化及び能率の促進に寄与することにあります。なお、内部監査室長は人事部を兼務しておりますが、人事部に対する内部監査については室長は関与せず、内部監査室担当者が主体となって監査を実施することで、自己監査とならないよう適切に役割分担を行っております。

さらに、内部監査の状況については、月1回開催される監査役会にて報告され、必要に応じて取締役会にて共有がなされております。また、定期的に行われる三様監査会議にて会計監査人へも報告がなされており、適宜意見交換を行い情報の収集に努めるなど、相互に連携を図っております。

④ 監査役の職務の執行について

当社の監査役会は、監査役3名（うち常勤社外監査役1名、非常勤社外監査役2名）で構成されており、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務遂行を監査することを責務としております。また、監査に関する重要な事項についての情報共有や協議、又は決議を行っております。監査役会は、原則として毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しており、当事業年度に16回開催いたしました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び店舗において業務及び財産の状況の監査を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を行うことを重要な課題のひとつと認識しておりますが、企業価値を継続的に拡大し、安定した事業の継続のための財政状況と、将来の事業拡大に必要な内部留保の充実を図ることが重要と考えております。そのため、現在まで当社の剰余金は、事業規模の拡大、事業展開のための人材の採用や教育及び財務体質の強化に活用したため、配当の実施はこれまでありませんでした。

当面の間は内部留保に努める方針であり、内部留保資金については、将来の事業展開と経営基盤の強化のための資金として有効に活用していく所存であります。そのため、当事業年度につきましては、無配とさせていただきますと存じます。

一方で、将来的には、経営環境及び業績、投資計画、財政状態等を勘案し、株主への利益還元を検討していく方針であります。なお、今後配当を実施する場合は、年1回を基本的な方針としており、配当の決定機関は取締役会であります。

=====
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,964,781	流 動 負 債	1,314,832
現金及び預金	1,579,575	買 掛 金	257,627
売 掛 金	164,809	1年内償還予定の社債	25,000
原材料及び貯蔵品	24,948	1年内返済予定の長期借入金	455,880
前 渡 金	5,000	未 払 金	90,963
前 払 費 用	95,792	未 払 費 用	237,822
そ の 他	94,654	契 約 負 債	4,553
固 定 資 産	2,598,295	未 払 法 人 税 等	90,400
有 形 固 定 資 産	1,513,981	リ ー ス 債 務	2,975
建 物	1,766,703	賞 与 引 当 金	55,900
構 築 物	384	資 産 除 去 債 務	2,062
機 械 装 置	13,177	そ の 他	91,645
工 具、器 具 及 び 備 品	286,777	固 定 負 債	1,288,371
リ ー ス 資 産	8,181	長 期 借 入 金	1,055,823
減 価 償 却 累 計 額	△609,516	リ ー ス 債 務	1,853
建 設 仮 勘 定	48,274	資 産 除 去 債 務	166,533
無 形 固 定 資 産	370,355	そ の 他	64,160
の れ ん	297,627	負 債 合 計	2,603,203
契 約 関 連 無 形 資 産	72,727	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	713,958	株 主 資 本	1,960,414
破 産 更 生 債 権 等	926	資 本 金	11,530
長 期 前 払 費 用	78,730	資 本 剰 余 金	916,240
繰 延 税 金 資 産	91,383	資 本 準 備 金	458,885
敷 金 及 び 保 証 金	515,326	そ の 他 資 本 剰 余 金	457,355
そ の 他	28,518	利 益 剰 余 金	1,032,642
貸 倒 引 当 金	△926	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,032,642
繰 延 資 産	540	繰 越 利 益 剰 余 金	1,032,642
社 債 発 行 費	540	純 資 産 合 計	1,960,414
資 産 合 計	4,563,617	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,563,617

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2024年9月1日 至 2025年8月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,732,630
売上原価		2,556,873
売上総利益		5,175,756
販売費及び一般管理費		4,684,931
営業利益		490,824
営業外収益		
受取利息	2,145	
受取手数料	1,274	
助成金収入	600	
その他	139	4,159
営業外費用		
支払利息	23,615	
社債発行費	3,073	
株式交付費用	8,155	
上場関連費用	9,185	
その他	1,023	45,053
経常利益		449,930
特別利益		
受取保険金	20,747	20,747
特別損失		
減損損失	28,949	
固定資産除却損失	5,512	
火災損失	11,120	45,583
税引前当期純利益		425,095
法人税、住民税及び事業税	170,742	
法人税等調整額	△18,035	152,707
当期純利益		272,387

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2024年9月1日 至 2025年8月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	—	—	—	760,254	760,254	770,254	770,254
当期変動額								
新株の発行	458,885	458,885		458,885			917,771	917,771
減 資	△457,355		457,355	457,355			—	—
当期純利益					272,387	272,387	272,387	272,387
当期変動額合計	1,530	458,885	457,355	916,240	272,387	272,387	1,190,159	1,190,159
当期末残高	11,530	458,885	457,355	916,240	1,032,642	1,032,642	1,960,414	1,960,414

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～22年
構築物	10年
機械及び装置	8年
工具、器具及び備品	2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
契約関連無形資産	11年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたる定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、ラーメン事業及びレストラン事業を営んでおり、各事業において直営店部門並びにプロデュース部門及びライセンス部門を有しています。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 直営店部門に係る収益認識

直営店部門においては、顧客に対して飲食サービスを提供しております。飲食サービスは顧客に飲食サービスの提供が完了した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(2) プロデュース部門及びライセンス部門に係る収益認識

当社はプロデュース店及びライセンス店に対して食材の販売を行っております。食材の販売については、プロデュース店及びライセンス店に食材を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、当社はプロデュース店及びライセンス店からロイヤリティ収入を得ております。ロイヤリティ収入については、顧客に対して経営に関する指導、ノウハウや情報の提供等を行うことにより履行義務が充足されることから、毎月の提供時点において収益を認識しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

表示方法の変更に関する注記

貸借対照表関係

前事業年度において区分掲記しておりました流動負債の「預り金」(当事業年度19,571千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動負債の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました固定負債の「長期未払金」(当事業年度12,905千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より固定負債の「その他」に含めて表示しております。

損益計算書関係

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「受取利息」(前事業年度69千円)は、金額的重要性が増したため当事業年度より区分掲記しております。

会計上の見積りに関する注記

(店舗固定資産の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

店舗固定資産	1,571,182千円
減損損失	28,949千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算定方法

店舗固定資産

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグループピングしております。減損の兆候については、本社費配賦後の営業損益が継続してマイナス、又は、継続的なマイナス見込みである場合等に減損の兆候があると判断し、減損の兆候がある店舗については帳簿価額と翌事業年度以降の事業計画に基づいて算定した割引前将来キャッシュ・フローを比較し、減損損失を認識する必要がある店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上しております。なお、新規に開店した店舗については、減損の兆候判定に係る一定の猶予期間を設けており、当該期間において営業損益がマイナスとなった場合においても、経営環境の著しい悪化や当初の計画から著しく下方に乖離が認められない場合には、減損の兆候には該当しないものとしております。

また、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割引いて算定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスの場合には使用価値をゼロとして評価しております。当事業年度においても、継続して営業損

失が計上されており、減損の兆候があると判断された店舗について、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、レストラン事業の2店舗について、当該資産グループにつき割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を下回ると判断されたため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロと評価しております。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

店舗固定資産の減損損失の認識の判定で必要となる将来キャッシュ・フローは、過年度の実績と市場環境を勘案した業績予測を基礎としたラーメン事業及びレストラン事業の両事業における事業計画に基づき算定しております。当該事業計画における主要な仮定は、(客数及び客単価にて構成される)既存店売上高であります。

(3) 翌事業年度の計算書類における影響

固定資産の評価は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りにより決定しておりますが、上記の仮定は市場環境の変化等により影響を受ける可能性があり、不確実性が伴っております。また、当該仮定を見直す必要が生じた場合は、翌事業年度の計算書類において、のれん及び契約関連無形資産並びに店舗固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

損益計算書に関する注記

減損損失

当社は下記の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都	レストラン事業2店舗	建物	28,949
		工具、器具及び備品 長期前払費用	

当社は、管理会計上の区分を基礎として、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位毎に資産のグルーピングを行っております。

レストラン事業において、2店舗における営業活動から生じる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額28,949千円(内、建物25,196千円、工具、器具及び備品2,503千円、長期前払費用1,250千円)を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、ゼロとして評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,000,000	517,900	－	2,517,900

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

新規上場に伴う公募増資	432,000株
オーバーアロットメントによる第三者割当増資	80,500株
新株予約権の行使	5,400株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株予約権	普通株式	80,140	－	8,240	71,900	－

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	19,341千円
未払事業税	9,079千円
資産除去債務	59,733千円
減損損失	47,741千円
資産調整勘定	12,473千円
その他	6,006千円
繰延税金資産合計	<u>154,376千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△34,541千円
契約関係無形資産	△25,616千円
その他	△2,834千円
繰延税金負債合計	<u>△62,992千円</u>
繰延税金資産純額	<u>91,383千円</u>

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、厨房設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に店舗の新規出店に必要な資金を、主に金融機関からの銀行借入や社債発行により調達しており、資金運用に関しては一時的な余剰資金を安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に店舗物件の賃貸に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、定期的に取り先の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金、未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に店舗に関する設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、資金調達時において金利の変動動向の確認や他の金融機関との金利比較等を行っております。営業債務や借入金等は流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、毎月資金繰り計画を作成し、随時更新することにより当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	515,326	431,269	△84,057
資産計	515,326	431,269	△84,057
(2) 社債 (※ 2)	25,000	25,000	—
(3) 長期借入金 (※ 2)	1,511,703	1,542,600	30,897
(4) リース債務 (※ 2)	4,829	4,780	△48
負債計	1,541,532	1,572,381	30,849

- (※ 1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「短期借入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。
- (※ 2) 社債、長期借入金及びリース債務には、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金及び流動負債のリース債務を含んでおります。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	431,269	－	431,269
資産計	－	431,269	－	431,269
社債	－	25,000	－	25,000
長期借入金	－	1,542,600	－	1,542,600
リース債務	－	4,780	－	4,780
負債計	－	1,572,381	－	1,572,381

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、想定した貸借契約期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金及びリース債務

社債、長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	ラーメン 事業	レストラン 事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	4,083,240	3,649,389	7,732,630	－	7,732,630
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	4,083,240	3,649,389	7,732,630	－	7,732,630

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額並びに時期に関する情報

- (1) 契約資産及び契約負債の残高等
該当事項はありません。
- (2) 残存履行義務に配分した取引価格
該当事項はありません。

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	青柳 誠希	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接29.0% 間接50.0%	当社借入の 債務被保証	当社借入の 債務被保証 (注1)	36,934	—	—
役員及びその 近親者が 議決権の過 半数を所有 している会 社	アイ・プロスパ ^(株) (注2)	東京都新 宿区大久 保2丁目 30番2号	10,000	不動産賃貸業	なし	賃貸借関係	店舗物件の 賃貸借契約 に係る敷 金、礼金及 び賃貸借料 の支払 (注3)	26,685	敷金及び 保証金	20,660
									長期前払 費用	3,519
									前払費用	2,101

- (注) 1. 当社の金融機関からの借入金について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている借入金の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。
2. アイ・プロスパ株式会社は、取締役石井文章氏及びその近親者が議決権の100%を直接保有しております。
3. 不動産の敷金、礼金及び賃貸借料については、市場価格を参考にして決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	778円59銭
1 株当たり当期純利益	110円25銭

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年10月24日

株式会社 INGS

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 亮一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 健一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社INGSの2024年9月1日から2025年 8月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月28日

株式会社 I N G S 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	齋川 貞夫	㊞
社外監査役	高橋 篤史	㊞
社外監査役	藤原 英理	㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号
住友不動産新宿南口ビル
ベルサール新宿南口4階 Room 1+2



(ご注意) 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、
お願い申し上げます。

交通 JR線・都営大江戸線・小田急線・京王線・京王新線「新宿駅」新南口より徒歩4分
丸ノ内線・副都心線・都営新宿線「新宿三丁目駅」E 8出口より徒歩2分